

4 食肉小売でのその他表示

■用途表示等について

用途・形態の表示は、義務表示ではない。しかし消費者にとっては重要な情報であり、プライスカード、商品ラベル、置き札、POPなどで表示するように努めます。

■〈用途・形態の表示例〉

牛・豚・鶏共通	牛肉	豚肉	鶏肉
しゃぶしゃぶ用 すき焼き用 煮込み用 カレー用 バター焼き用 野菜いため用 うすぎり	ステーキ用 ビーフかつ用 カルビ焼き用 焼肉用 ローストビーフ用	ステーキ用 とんかつ用 一口かつ用 しょうが焼き用 ローストポーク用	からあげ用 チキンかつ用 チキンライス用 水たき用 チキンチャップ用 親子丼用 やきとり用

■根拠のない商品優位性表示の禁止

- * 食肉の品質などについて、合理的な根拠のない商品優位性を示す用語を表示することは禁止される。
- * 客観的な根拠（資料・データ等）を示せないで表示した場合は優良誤認を与えたとして不当表示となるおそれがある。
- * 食肉については、格付け機関（（社）日本食肉格付協会）等の資料・データに基づいたものであればその表示をして良い。

根拠を求められる表示の例

- * 品質等級表示：「特選」「特上」「極上」など
- * 他の食品に類似した品質表示
「おおとろ」「なかおち」「えんがわ」

根拠のある表示の例

- * 牛肉質等級 「5」「4」「3」・・・
- * 豚肉質等級 「極上」「上」「中」・・・



アレルギー物質を含む食品の表示

加工等の原材料になるもののうち特定原材料「卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに」はアレルギー物質として義務表示となっている。

また表示を奨励されている18品目のうち食肉では「牛肉」「豚肉」「鶏肉」が入っている。